

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の施策の方向性

上伊那圏域は、中山間地であるため移動することが困難で、その支援策も限られています。  
 また、障害福祉サービス事業所が圏域の中央に集中しており、南北の地域に事業所が少ない状況です。  
 さらに、重度心身障がい者児、強度行動障がい者児及び医療的ケア児等が利用可能なサービスや保護者等がレスパイトのため利用できる短期入所等の受け入れ先が極めて少ないことも課題です。  
 これらの課題解決に向け、障がい者児が住み慣れた地域で、安全、安心に暮らしていけるよう、自立支援協議会を中心に地域の支援力の向上、社会資源不足の解消および人材育成に取り組んでいきます。

《運営委員会》

【令和6年度活動計画】

目 標	協議会を主導し、地域の課題解決を図る。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>各部会から出された課題や地域の課題、情報等の周知及び解決策の検討と調整を行う。</li> <li>検討が必要な課題については、拠点ワーキングに検討依頼し、その後検討された項目について必要なものは課題検討を各部会に依頼する。</li> <li>圏域の共通の課題については、運営委員会が主導し、各部会・連絡会と連携して課題解決のための場を設ける。</li> </ul>

《拠点ワーキング》

【令和6年度活動計画】

目 標	「地域生活支援拠点」の整備をすすめ、障がい児者が地域で安心して生活できるようにする。
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>重度障がい児者への対応と地域移行の体験の場の機会・場づくりについては専門部会の取り組みを確認していく。</li> <li>障がい児のショートステイのサービス不足解消について引き続き検討する。</li> <li>緊急対応台帳の更新と運用状況の確認を行う。</li> <li>拠点整備事業を幅広く周知する。</li> <li>緊急ショートの利用があった場合、利用の状況を共有し事例の積み上げと検証を行う。</li> <li>親亡き後を含む将来の生活について、本人、家族、支援者が考える機会を継続して持つ。</li> <li>義務教育終了後の支援体制の充実に向けた検討については専門部会・連絡会の取り組みを確認していく。</li> </ul>

## 《就業支援部会》

### 【令和6年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい者雇用に取り組む企業や就労支援機関との連携強化を図る。</li><li>・関係機関の取り組みを共有し、就労支援力の向上を図る。</li></ul>
活動計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・年4回開催する。</li><li>・企業における障がい者雇用の取り組みを知る機会を作る。</li><li>・就職した在職者の声を聞く機会を作る。</li><li>・就労支援事業所から一般就労への移行について勉強会を実施する。</li><li>・「就労選択支援」について、ワーキンググループにてモデルケースの検証と圏域内の実施検討を行う。</li><li>・圏域内の高等学校に向けて、就労支援機関資源表を作成し、周知活動を行う。</li></ul>

## 《精神障がい者等地域生活部会》

### 【令和6年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none"><li>・障がい児者が、その人らしく地域で暮すことが出来るよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を目指す。</li><li>・共生社会を目指して多職種が協働する支援体制づくりを行う。</li></ul>
活動計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・年3～4回の部会を開催する。</li><li>・こころの健康や精神保健福祉について考えるきっかけづくりのため、高校生を対象に出前講座を年4回開催する。</li><li>・地域生活支援拠点整備事業を進めるため「体験の機会や場の確保」について、一人暮らしの体験ができる資源を把握する。</li><li>・介護、医療、福祉分野の顔の見える関係づくりのため研修会を実施する。</li><li>・にも包括について理解促進を行う。</li><li>・ピアサポーターの活動について共有する。</li></ul>

## 《こども・若者部会》

### 【令和6年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども・若者の支援に関わる地域連携の強化を図る。</li> <li>・支援者の支援力向上と地域資源の掘り起こしを行う。</li> </ul>	
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年2回程度開催する。</li> <li>・こども・若者に関する課題を把握する。</li> <li>・3つの連絡会の活動総括を行う。</li> <li>・こども・若者に関する研修会を実施する。</li> </ul>	
	支援ネットワーク連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・義務教育終了後の支援体制に関する好事例の共有を図る。</li> <li>・途切れない支援体制に関する取り組みについて共有（成長ダイアリーを含む）する。</li> <li>・Q-SACCSを基に支援体制の見える化と共有を図る。</li> </ul>
	重心・要医療的ケア連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の重心・要医療的ケア児の窓口を信大病院・こども病院と共有する。</li> <li>・保育園での受け入れに関する事例の共有を図る。</li> <li>・看護師交流会を実施し、困り感の共有と意見交換を行う。</li> <li>・福祉制度や補装具等についての研修を行う。</li> <li>・伊那養護学校のつくし懇談会等を通じて個別のニーズに応じた資源不足の確認を行い、社会資源の開拓の参考とする。</li> </ul>
	こどもサービス連絡会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別支援計画の活用等サービスの質の向上に向けて共通認識を図るため、相談支援専門員連絡会と合同の連絡会を行う。</li> <li>・他事業所の取り組みを共有し、横のつながりの強化を図る。</li> <li>・児童のサービスに関わる制度の理解促進を目指して、保育所等訪問支援事業の研修をこども・若者部会で行う。</li> </ul>

## 《権利擁護部会》

### 【令和6年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい児者の権利に対する意識を高める。</li> <li>・障がいのある人も共に生きる社会を目指す。</li> </ul>
活動計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年4回開催する。</li> <li>・事例検討を行い、事例集に追加する。</li> <li>・当事者の声を聞き、合理的配慮や権利擁護の意識を高める。</li> <li>・虐待防止研修会を開催する。</li> <li>・他分野との研修や意見交換を行う。</li> </ul>

## 《相談支援専門員連絡会》

### 【令和6年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域の相談支援専門員と顔の見える関係作りを行う。</li><li>・相談支援専門員のスキルアップを図り、相談支援体制の強化を目指す。</li><li>・地域の社会資源の情報収集を行う。</li></ul>
活動計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・年5回開催する。</li><li>・グループスーパービジョンや事業所見学会を行う。</li><li>・他部会との合同研修を行い、情報共有と連携の機会とする。</li><li>・地域の資源の情報収集と発信を行う。「障がい児のショートステイ」については拠点WGからの検討依頼があれば実施する。</li><li>・相談支援専門員連絡会新聞を発行する。</li></ul>

## 《人材育成検討委員会》

### 【令和6年度活動計画】

目 標	<ul style="list-style-type: none"><li>・人材育成を行い、地域の支援力の強化を図る。</li><li>・地域の相談支援体制の定着を図る。</li></ul>
活動計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・相談支援従事者初任者研修・相談支援従事者現任研修の「圏域実地研修」（圏域インターバル）を実施し、地域を基盤としたソーシャルワーカーの育成と人材育成を担う圏域のリーダーとなる人材の育成を行う。</li><li>・主任相談支援専門員の活動を推進するため、主任相談支援専門員の活動をバックアップする。</li><li>・「市町村担当者向け研修」「強度行動障がい児・者への支援者研修」「相談支援のスキルアップ研修」等の研修を実施する。</li></ul>

## 《市町村連絡会》

### 【令和6年度活動計画】

目 標	市町村間の連絡調整、情報共有
活動計画	<ul style="list-style-type: none"><li>・基幹相談事業所の委託に関しての内容や役割について、委託者として確認していく。</li><li>・障がい児ショートステイサービス不足の解消に向けた検討。</li><li>・義務教育終了後の支援体制について検討。</li><li>・地域生活支援拠点緊急対応台帳登録者の整備について検討。</li><li>・医療的ケア児の状況確認・共有を行う。</li><li>・実務担当者会を定期的に行う。</li><li>・課題に応じ、関係団体との情報交換の機会を設ける。</li><li>・その他の新たな課題等が発生した場合は、必要に応じ随時連絡会を開催する。</li></ul>